

仕様書

本仕様書は、認定事務センターに保有する公文書の運搬業務の内容その他必要事項を明示したものである。

1 案件名称

大阪市認定事務センター公文書運搬業務（その1）

2 業務内容

公文書等（1,000kg程度）を下記3（1）から（2）に運搬し、公文書等（3,660kg程度）を下記3（2）から（1）に運搬する。

※ すべて段ボールに格納または包装紙で梱包済み

（下記3（1）から（2）への運搬内訳）

長さ45cm、幅36cm、高さ25cm以内・・・100箱程度（1箱あたり約10kg）

（下記3（2）から（1）への運搬内訳）

長さ48cm、幅34cm、高さ15cm以内・・・250箱程度（1箱あたり約6kg）

長さ40cm、幅25cm、高さ20cm以内・・・100箱程度（1箱あたり約6kg）

長さ33cm、幅24cm、高さ19cm以内・・・100箱程度（1箱あたり約6kg）

長さ33cm、幅25cm、高さ29cm以内・・・160箱程度（1箱あたり約6kg）

3 履行場所（搬出入場所）

（1）大阪市社会福祉研修・情報センター 3・4階本市指定場所

大阪市西成区出城2-5-20

（2）東成区老人福祉センター 3階本市指定場所

大阪市東成区大今里西3-6-6

※ 東成区老人福祉センターの階については、施設の利用状況等により1階または4階に変更となる場合がある。

4 運搬日時

作業日：令和7年6月27日（金）

※ 作業時間については、発注者と事前に打合せを行い決定すること。ただし、搬出作業開始時間は9時15分以降、搬入作業終了時間は、上記3（1）は17時30分まで、上記3（2）は15時30分までとする。

5 運搬方法

運搬方法については次のとおりとする。なお、使用する車両は2トンロングトラックサイズまでとし、運搬車両が1台のときは複数回往復すること。または、複数台により運搬すること。ただし、前記3（2）への同時搬入は運搬車両2台までとする。

（1）前記3（1）での作業

発注者立会のもと、前記３（１）にある運搬物を受注者が運搬車両まで移動させて積載する。

また、発注者立会のもと、前記３（２）からの運搬物を受注者が指定する場所に置く。

- ・履行に際してはエレベーター（最大積載量 1,000kg 高さ 210 cm 幅 100 cm 奥行 150 cm）の使用が可能であるが、専用的な使用は禁止する。
- ・履行場所（１階廊下、エレベーター、３・４階廊下）を養生すること。
- ・車両の駐車場所は発注者側の指示に従うこと。（建物東側駐車場を予定）

（２）前記３（２）での作業

発注者立会のもと、前記３（１）からの運搬物を受注者が指定する場所に置く。

また、発注者立会のもと、前記３（２）にある運搬物を受注者が運搬車両まで移動させて積載する。

- ・履行に際してはエレベーター（最大積載量 600kg 幅 90 cm 奥行 200 cm程度。）の使用が可能であるが、施設利用者の使用を優先とし、専用的な使用は禁止する。
- ・履行場所（１階廊下、エレベーター、３階廊下）を養生すること。
- ・車両の駐車場所は発注者側の指示に従うこと。（今里休日急病診療所（北側に併設する建物）駐車場を予定）

6 再委託について

- （１）大阪市認定事務センター公文書等運搬業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 物品等運搬業務

- （２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- （３）受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

- （４）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- （５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間

中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を大阪市認定事務センター公文書等運搬業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7 実施上の留意点

- (1) 履行にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）等の個人情報保護に関する関係法令を遵守すること。
- (2) 積込や積降ろしなどの際には、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止する為の適正な管理を図ること。
- (3) 運搬作業に際し、本市施設に損傷を与えないようにすること。
- (4) 履行に際し、荷崩れ・散逸等の事故を未然に防止する対策を講じ、道路交通法等の関係法令を遵守すること。
- (5) 履行中に書類などの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- (6) 履行にあたり、履行場所の施設規則等を遵守すると共に、建物内の損傷等を防ぐため、発注者の指示に従い「床養生」「壁養生」等の養生措置を行うこと。
- (7) 運搬物の滅失、損傷その他の事故並びに建物等の損傷で、受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、直ちに発注者に連絡し、発注者の指示するとおり修理あるいは新品に取り替えること。
- (8) 作業中に生じたごみ等は、受注者が責任をもって処分すること。
- (9) 雨天の場合は、運搬物が濡れないように作業を行うこと。
- (10) 受注者は作業完了後、発注者に作業完了届を提出すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項について、受注者は、発注者と別途協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

9 本仕様書に関する問合せ先

福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ 中崎 TEL : 06-4392-1727

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ の 他 特 記 仕 様 書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること